

工程表（案）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度			
待合棟	設計変更		発注		工事										発注	工事								
火葬棟	設計変更				発注		工事																	
火葬棟 (バックヤード工事)															発注	工事								
式場棟							設計					発注	工事											
外構																			工事					

- 1 待合棟増改修工事（実施済みとR8年度以降予定）

待合棟厨房増築，換気設備増強更新，照明LED化更新，屋上防水工事等を実施しました。（工期：令和5年3月～8月）
待合室のエアコンと換気扇の更新，防水工事等を検討しています。（実施年度，工期は未定）
- 2 火葬棟改修工事（R5～6年度に実施済み）

炉前ホール・告別ホールの天井および高所部分の大理石を撤去，告別室2室を収骨室としても使えるよう改修，空調・換気機能増強更新，照明LED化更新等を実施しました。（工期：令和5年11月～令和6年9月）
- 3 火葬棟改修工事（バックヤード）（R8年度以降予定）

職員用トイレ・更衣室・シャワー室を男女別の部屋とする建築改修工事と，工事に伴う設備工事（照明・コンセント等）を行います。また，告別ホールのエアコン新設を検討しています。（実施年度，工期は未定）
- 4 式場棟改修工事（R7年度実施中）

令和6年度に実施設計を実施しました。式場ホールの天井および高所部分の大理石を撤去，トイレの洋室化，空調・換気機能更新，照明LED化更新等を行っています。（工期：令和7年6月～令和8年3月予定）
- 5 外構改修工事（未定）（R9年度以降予定）

式場棟専用の駐車場の整備を検討しています。（実施年度，工期は未定）

※財政状況が大変厳しい折，要求どおりの予算化は難しく，先送りとなる可能性が大いと思われます。

●目的

利用者の安全を確保するために、経年劣化により落下する恐れがある内装材（大理石の壁など）を撤去し、老朽箇所

の改修工事を実施します。

●工事期間

令和7年5月 公告

5月 工事業者決定

建築，電気，機械設備

6月 現場着工（工事期間9か月）

令和8年2月 工事完了（予定）

3月 供用開始（予定）

●工事内容（7月以降は予定）

6月 ホール・式場等の棚足組立

7月 解体撤去，仮設トイレ供用開始

8月 膜天井の製作，天井壁胴縁下地組み

9月 壁・天井のボード貼り

10月 木部・壁塗装

11月 ホール・式場等の棚足の一部解体

12月 床タイルカーペット床シート敷，製作物取付け

1月 設備取付，試験調整等

2月 仮囲い撤去，工事完了，検査

3月 式場棟の動産移動等，供用開始

※注意

①建物の取り切り工事としており、式場棟の全ての部屋（大・中、控室、トイレ等）の利用ができません。ただし、警備員室は警備と、宗教者控室として使用を継続しています。

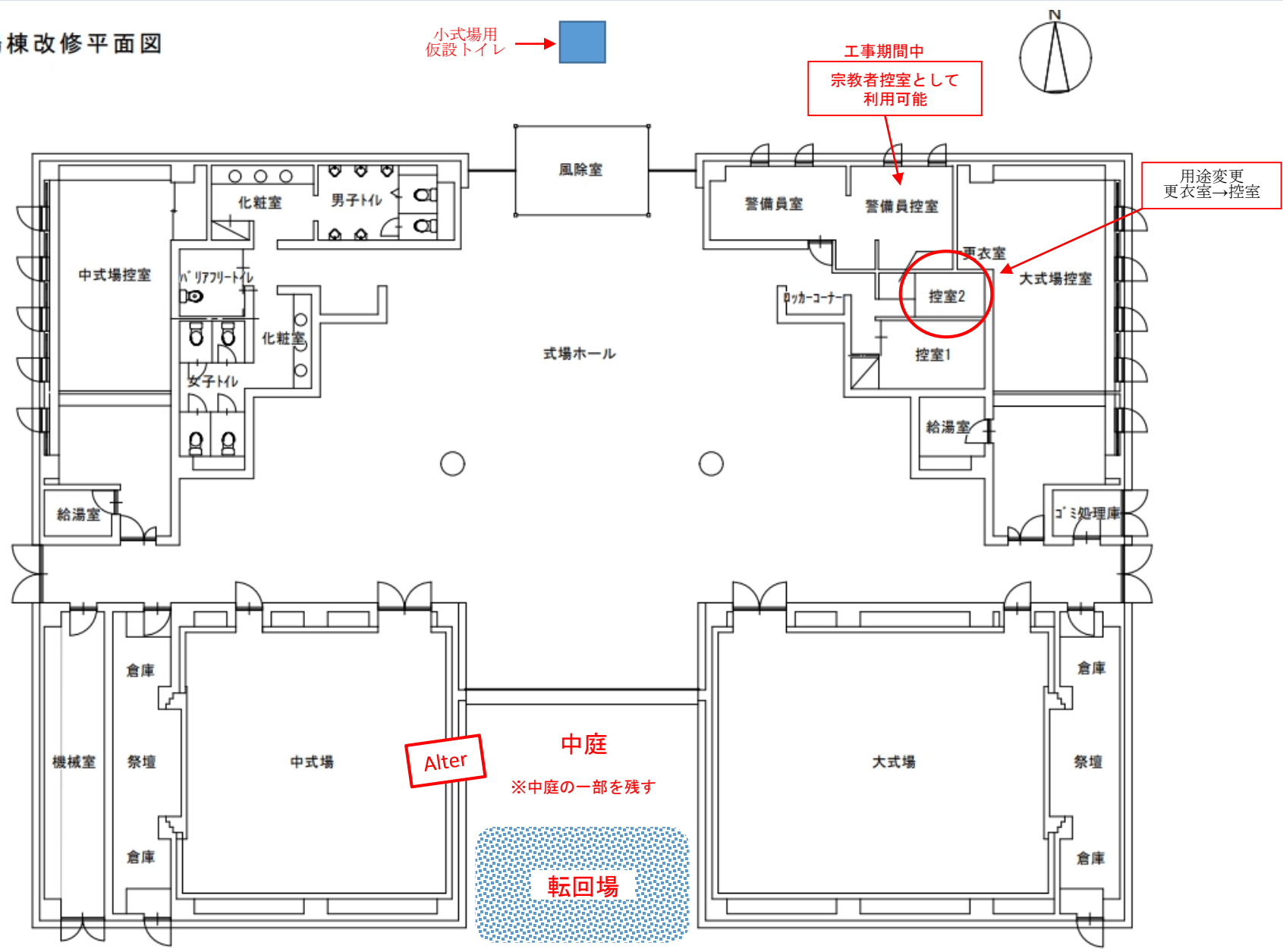
②小式場は継続して利用可能としています。

●改修内容一覧

棟名	階数	室名	内容
式場棟	1F	中式場 大式場	○内部改修（天井・壁・祭壇床） ○建具改修
		中式場倉庫（南） 大式場倉庫（南）	○建具改修（鉄扉交換）
		大式場控室（踏込含む） 中式場控室（踏込含む）	○内部改修（天井・壁） ○手すりの設置 ○建具改修
		男子トイレ 女子トイレ	○便器洋式化に伴う改修
		式場ホール	○天井・壁の既存石張りを撤去し天井・壁改修 ○中庭前ガラスフィルム張り ○建具改修（電動排煙窓含む）
		転回場（旧中庭）	○転回場へ用途変更 →一部転回場へ用途変更
		控室2	○更衣ブース2か所を控室へ用途変更（更衣ブース1か所は残す）
		機械室	○建具改修（鉄扉交換）
		ごみ処理庫	○建具改修（鉄扉交換）
		その他	○総合案内板等のサイン改修

Alter

●式場棟改修平面図



１ システム稼働後の状況

- ・令和7年3月1日から、斎場予約システムを稼働しました。
- ・火葬予約について、システム稼働までは葬祭業者からの電話を職員が受付し、時間外（夜間や友引）では警備員が受付をしていましたが、仮予約から本予約への連絡などで何度も繰り返すため、大変手間暇がかかっていました。
- ・特に死亡者の集中する繁忙期（12月～3月）では、予約件数が多く、1件の確認中に別の予約が入り、別件と混同するため、故人の漢字の聞き取り間違いやダブルブッキングなどが発生したこともありました。
- ・システム稼働後は、葬祭業者（利用者）は予約状況をいつでも確認し、仮予約と本予約を利用者の入力で予約が可能となりました。このため、漢字の聞き取り間違いや予約誤り等のトラブルはなく、円滑な予約、斎場運営となっています。

２ 令和7年3月実施のアンケート結果

- ・利用者（葬祭業者 約60者）を対象に、予約システムに関するアンケートを実施しました。
- ・別紙を参照して下さい。
- ・いただいたご意見については確認し、改善方法についてはシステム開発業者と協議し、対応方法を図っていきます。

３ 今後について

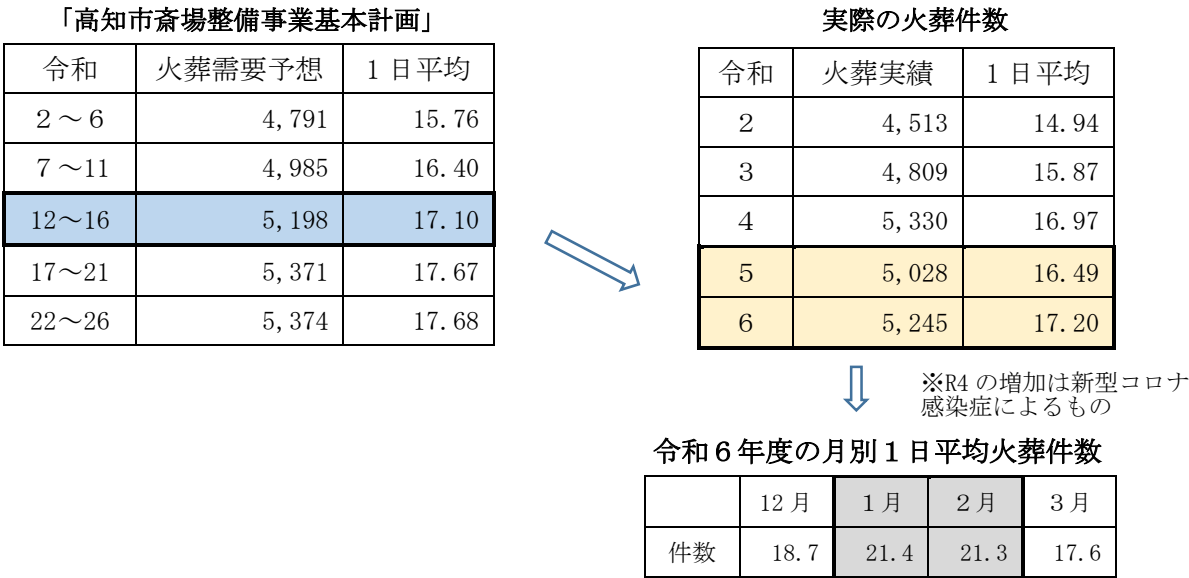
- ・ご意見をいただいた改善点、要望事案については、システム開発業者と協議を行っていき、開発費用がかかるようであれば、予算要求をしていきます。
- ・今年度も利用者アンケートを実施し、ご意見をお聞きしていく予定です。
- ・また、斎場運営協議会において事業評価を実施し、改善案を検討しながら、斎場のより良い運営につなげてまいります。



協議事項（3）火葬需要の増加対応について

1 背景・概要

・近年、高知市斎場での火葬件数は、平成29年度に策定された「高知市斎場整備事業基本計画」の将来火葬需要の推計を大きく上回るペースで増加しています。



2 課題及び論点

・火葬需要の増加により、予約受付時から火葬日までの日数の長期化が課題となっています。今年の1月と2月には、待機日数が6～7日となるケースもあり、市民等からも早期解消を求める声が上がっていることから、対応件数を増やす等で待機の解消を目指したいと考えています。

予約受付日から火葬日までの日数（待機日数）

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
12月	36	136	230	67	13	2	2	1
1月	16	42	116	168	140	28	4	0
2月	22	39	101	186	104	33	5	1
3月	30	141	175	105	17	7	1	0

3 検討内容

・火葬需要の多い時期の待機日数を減らすために、次の方法が考えられると思います。

① 友引の開場

「友を引く」という文字の印象から、葬儀・火葬は友引を避ける風習がありますが、近年は都市部を中心に友引を考慮しない葬儀等も行われるようになってきています。

今年度の1月及び2月の友引を各2日ずつ開場し、今年度の待機日数の緩和を図るとともに、来年度以降の友引開場について検討します。

なお、令和6年1月9日の友引に開場したことがありますが、1件のみの利用でした。

●具体案として、1/16（金）、1/27（火）、2/14（土）、2/24（火）を予定。

② 市外死亡者に係る使用の抑制

高知市斎場条例第5条第2項に、「市内死亡者に係る使用に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、市内死亡者以外の死亡者に係る使用を制限することができる」という規定があります。

例年、休場日が2日続く年始のみ、市外死亡者に係る使用件数を1日3件に制限していますが、特に火葬需要の多い1月及び2月について、市内死亡者に係る使用を確保するために、市外死亡者に係る使用の制限期間と制限数を検討します。

令和6年度実績による市外制限のシミュレーション

	市外件数	市外を3件に制限した場合に市内にまわせる件数	市外を2件に制限した場合に市内にまわせる件数	市外を1件に制限した場合に市内にまわせる件数
12月	85	21	39	60
1月	65	5	19	41
2月	57	7	20	36
3月	58	8	15	32
計	265	41	93	169

●具体案として、12/29（月）～2/28（土）を予定。

③ 冬期の火葬件数を1日最大24件に増大

例年、4月から11月までの火葬件数を1日最大20件、火葬需要の多い12月から3月には1日最大22件としていましたが、1日24件火葬ができるように検討してみます。1日24件より火葬件数を増やすためには、新しい施設の整備及び新たな人員の配置が必要となります。

④ 第10号炉の更新整備

体重の重い方（男性100kg、女性80kg以上）の火葬では、誘引排風機（排気筒）を2～3管使用するため、隣の炉を停止する運用（使用できない）をしています。誘引排風機を増強した大型炉（第10号炉）を更新することにより、全ての炉を止めることなく使用できるよう検討します。

体重の重い方の火葬のために使用できなかった火葬炉の数

	件数
12月	5
1月	9
2月	4
3月	16

4 増加対応にあたっての課題

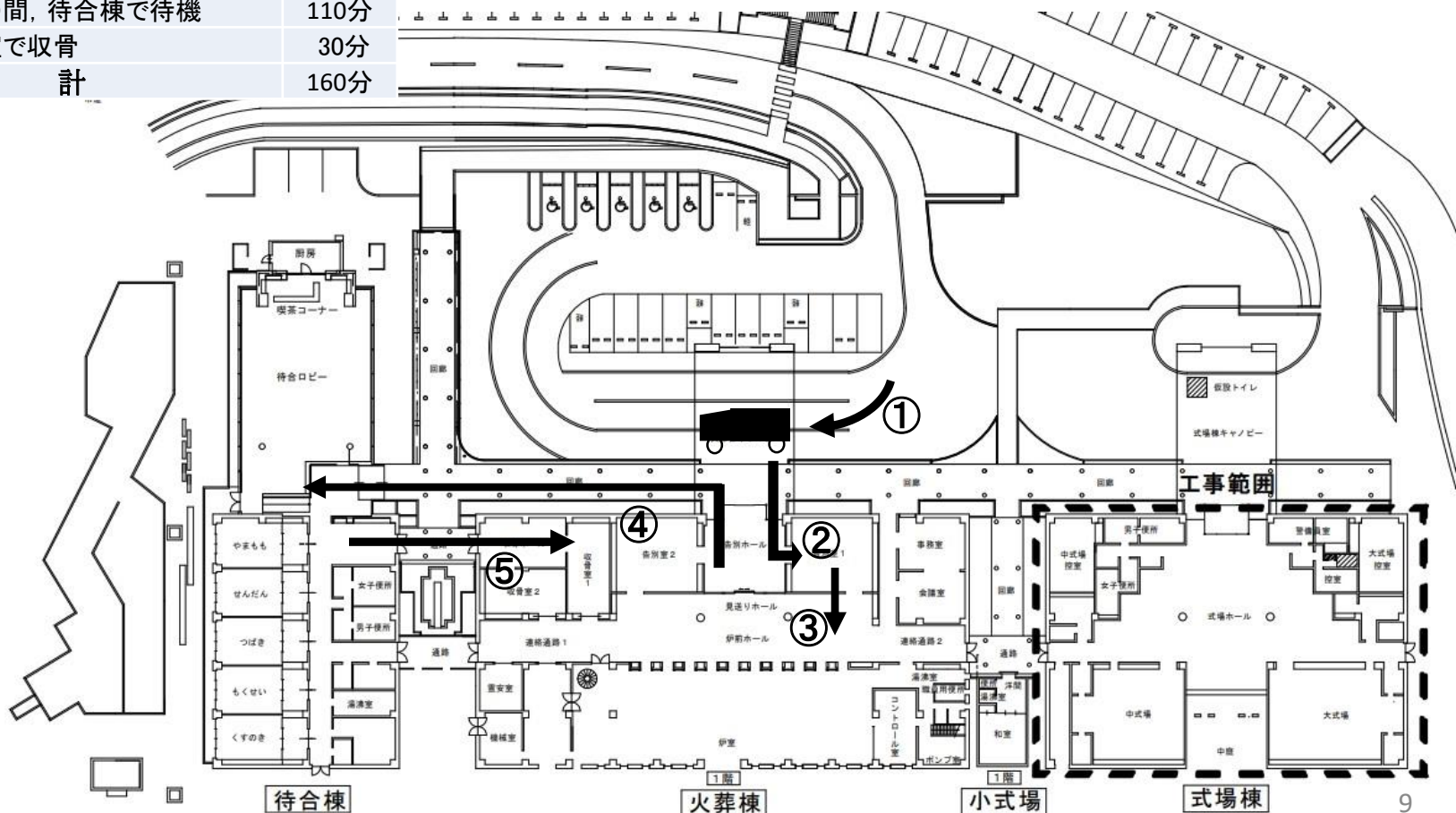
- ・ 関係団体や地元関係者、葬祭業者、他の斎場や高知市以外の市町村等への影響ないか、確認が必要です。
- ・ 設備増設の費用や、火葬炉設備運転保守管理の委託内容変更、予約システムの改修、火葬炉運転機器システムの改修等に係る費用の増加に対し、予算を確保できるのかどうか、庁内での検討が必要です。
- ・ 件数を増やすことは作業量も増加します。併せて、人員体制の増強、技能員の増員についても見直しが必要です。

協議事項 (3)火葬需要の増加対応について

5 火葬の流れと所要時間について

▼火葬1件に要する時間は約160分。収骨室の後片付けを含めると約3時間必要。

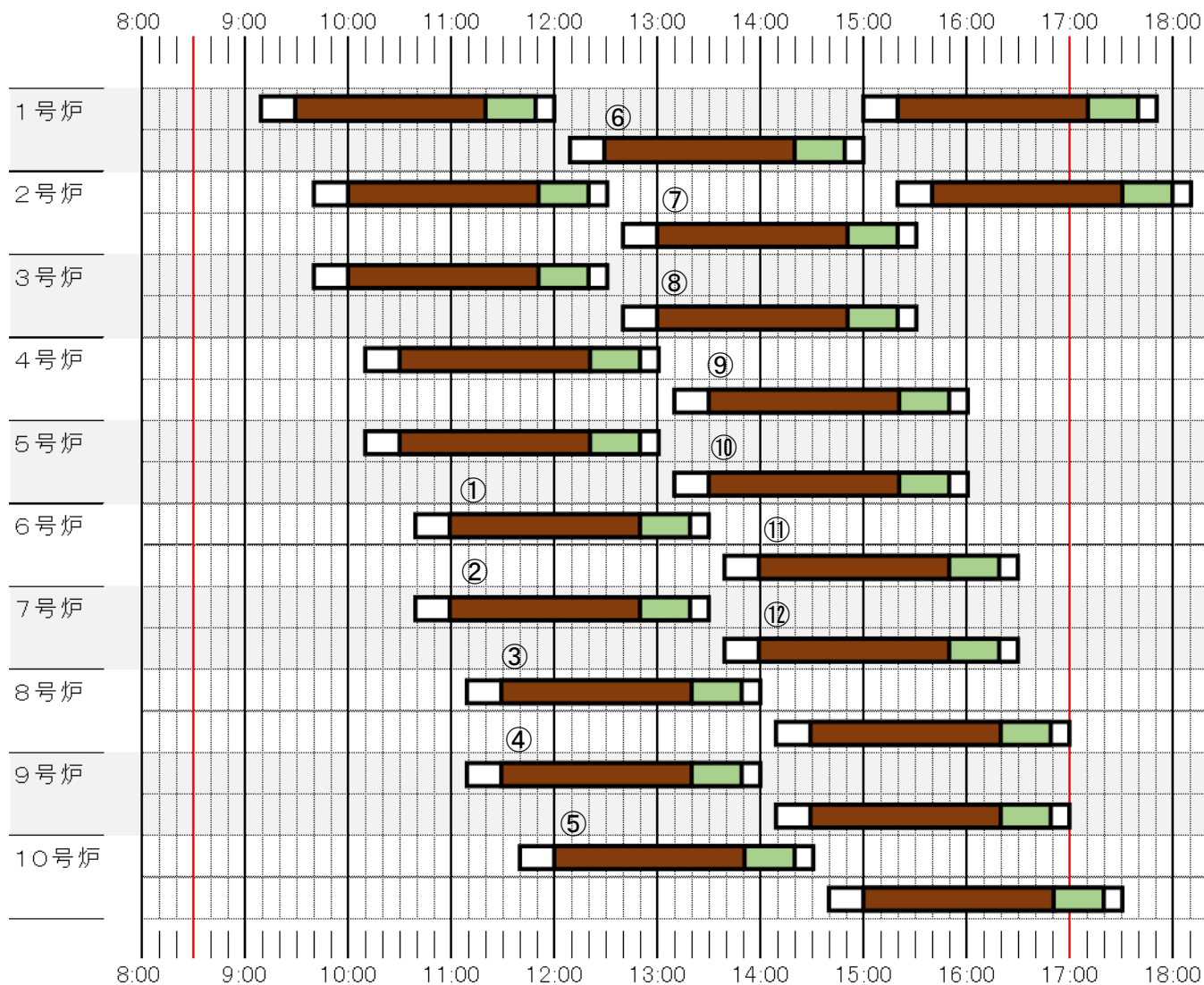
葬 送	所要時間
① 霊柩車が斎場へ到着	20分
② 告別室でお別れ	
③ 炉前ホールで最後のお見送り	
④ 火葬の間、待合棟で待機	110分
⑤ 収骨室で収骨	30分
計	160分



協議事項 (3) 火葬需要の増加対応について

▼タイムテーブルについて 現状 1日最大20件【冬場12月～3月）最大22件】

※斎場運営協議会（宗教者，葬祭業者，地元，有識者等で構成）や，葬祭業者の意見をもとに設定



- 人役
 - ・職員等 計17人
 - ・炉裏等 計9人

- 設備
 - ・火葬炉10
 - ・台車10
 - ・柩運搬台車3
 - ・炉内台車運搬車4
 - ・告別室2
 - ・収骨室2
 - ・待合室5
 - ・待合ホール1



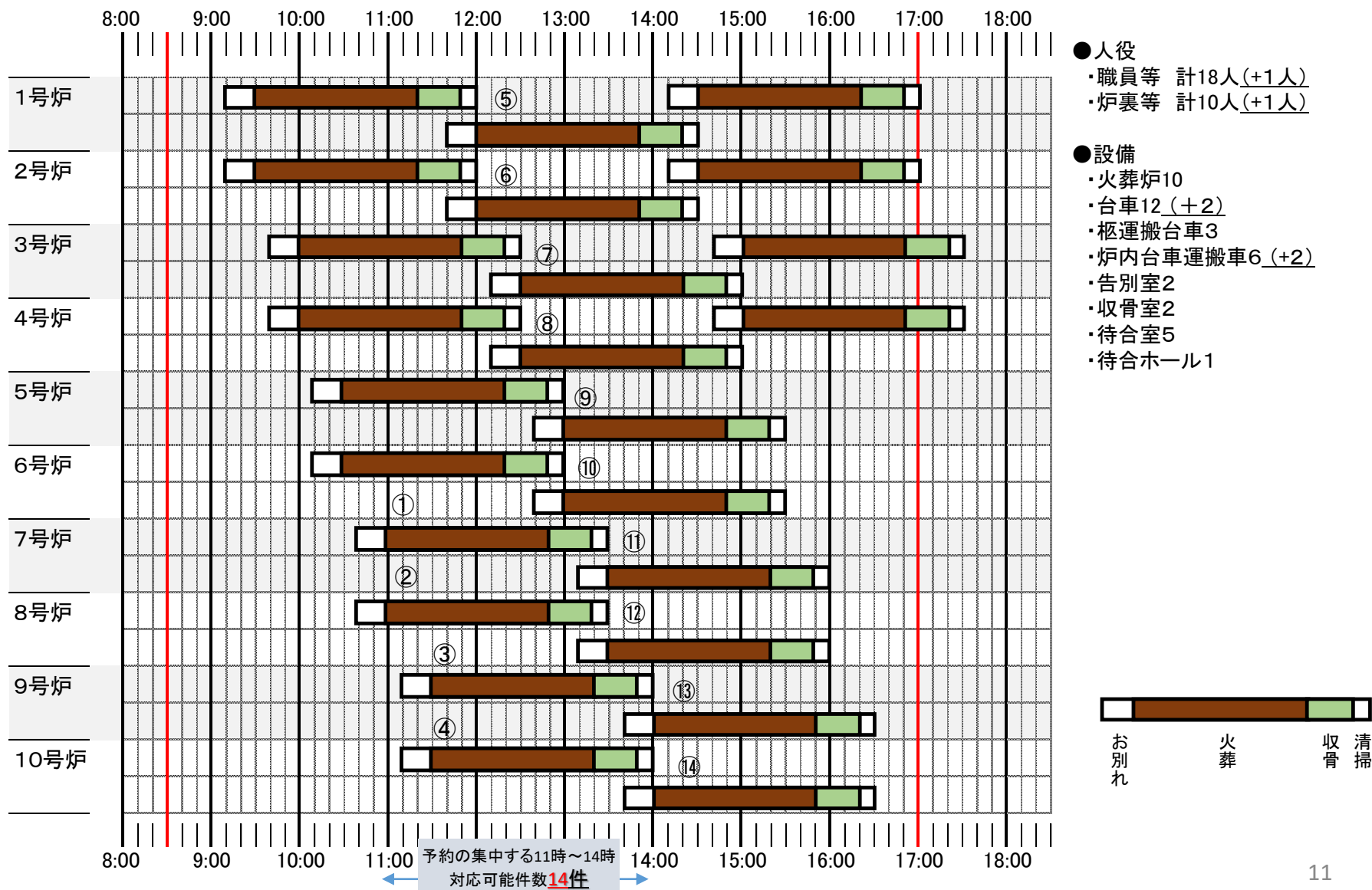
予約の集中する11時～14時
対応可能件数12件

協議事項 (3) 火葬需要の増加対応について

▼タイムテーブル 1日最大24件(案)

▼現状(22件)に人員及び設備を追加することで、24件火葬が可能となる。

▼予約の集中する時間帯の選択肢が増えることで、火葬待機状況が少しでも解消されると見込まれる。



1 背景・課題

・令和4年11月に場内駐車場が完成し、現在の運用としていますが、利用者からのご意見をいただき、利用の見直しを考えています。

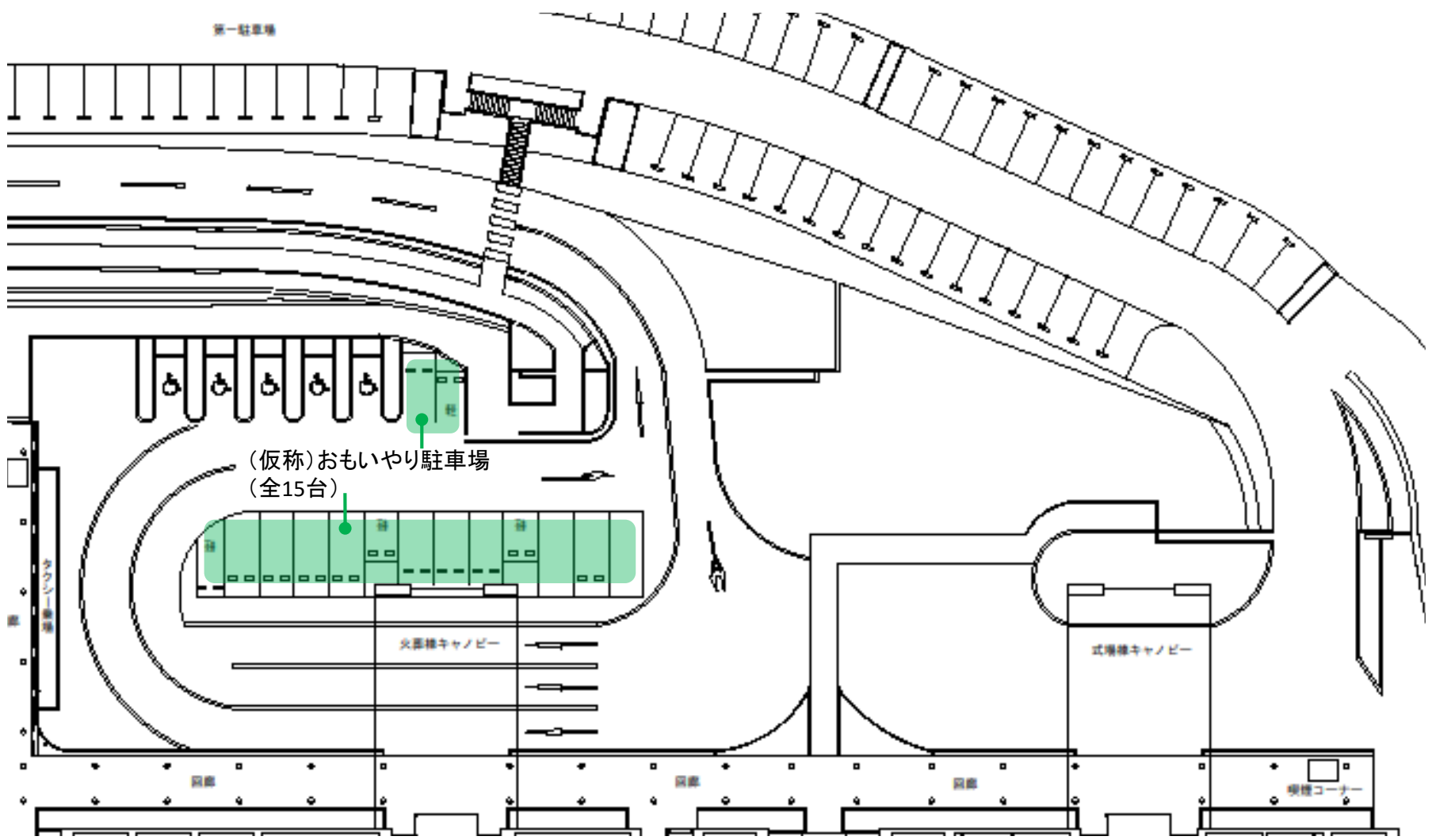
●現在の運用

- ① 場内の駐車可能な台数…身体障害者用5台、一時置き用15台
- ② 場内駐車場は、運転手が身体障害者等でお身体が不自由な方のみ駐車可能
- ③ 運転手が身体障害者等以外の場合は、炉入れ終了までの一時置きのみで利用し、炉入れ後は全ての車を第1駐車場へ移動
- ④ 身体障害者用駐車場のみ収骨終了までの利用可能（身体障害者マークの掲示が必要）
- ⑤ 高齢等でお身体が不自由と認められる場合は、葬儀社が、葬儀社名・日付を記入した「許可書」を発行し、掲示した場合のみ駐車可能
- ⑥ 式場への参列者は、基本的に第2・3駐車場を利用
- ⑦ お通夜での利用は、他のお通夜で利用される方と相談のうえ、翌朝8時半まで場内で利用可能

2 (仮称) おもいやり駐車場、新たな利用見直し(案)

- ・ これまで一時置きとしていた15台区画を、(仮称) おもいやり駐車場として、身体障害者、高齢者、けが人及び妊産婦の方等で移動に配慮が必要な方を対象として、必要な駐車スペースを確保
- ・ 利用見直しの理由…身体障害者の区画は確保しているものの、移動に配慮が必要な方も存在し、第1駐車場からの階段やスロープの昇降にご不便をかけしている実態があることや、一時置きとしているものの、利用者が少ない時など「空車となったまま」とのご意見をいただくことが度々あったため。
- ・ 現地は、視認しやすくするために、既に緑色の線引き済 及び ピクトグラムを使った案内看板等の設置を検討
- ・ 本運営協議会後に、葬祭業者の意見交換会やお知らせ文書などで利用見直しのご案内を予定





1 背景・課題

- ・現在、管理事務所での入金受付時間は8:30～17:00として、受付を終了した後に、現金の計数確認、納付書の入力・打ち出し、金庫への入金などを行っています。しかし、夕刻は、継続した収骨作業に加えて、お別れに来られた遺族らを霊安室へ案内したり、戸締り施錠確認などで職員が出払うことが多い上に、早出職員(8:00～16:45)の退庁とが重なり、管理事務所の手手が少なくなることがあります。
- ・また、16:30～17:00の時間帯は、斎場使用料の支払いのために来場する葬祭業者はほとんどいないところ、窓口を開けておく必要性は低いと考えています。
- ・斎場使用料の受付件数は、1日約20件程度です。ほぼ朝一番(8:30)の受付で約8割程度が終了し、残りの2割については葬祭業者によって来る時間はまちまちです。
- ・その他に、予約システムの稼働から、本庁舎夜間警備へ、市民からの問い合わせ用に、当日17時時点の情報提供を行っています。所管する総務課に確認をしたところ、ここ2か月の間、問い合わせは1件もなかったとのことです。予約システムの浸透から、葬祭業者への問い合わせに絞られてきており、本庁舎夜間警備への情報提供も必要性は低いと考えています。

2 新たな運用見直し(案)

- ・受付終了時刻を繰り上げて、早番(早出)職員のいる時間帯で、現金の計数確認等にしっかりと時間を使いたいと考えています。
- ・管理事務所の入金受付時間を8:30～17:00から、8:30～16:30(終了時刻が30分繰り上がる)に変更することを検討しています。
- ・加えて、必要性の低くなった本庁舎:警備への情報提供も取りやめとします。
- ・開始時期は、8月の葬祭業者の意見交換会(8/8を予定)での説明を終えてからを考えています。

3 メリットとデメリット

メリット

- ・職員の多い時間帯(早番職員のいる時間帯)で、現金の計数確認に十分な時間の確保ができます。
- ・霊安室を訪ねてきた遺族へ、誘導など丁寧な対応が可能となります。

デメリット

- ・管理事務所での入金受付時間が30分短くなります。

